

新型コロナ  
の影響を受  
ける事業者  
の皆様へ

呉信用金庫からのお知らせ

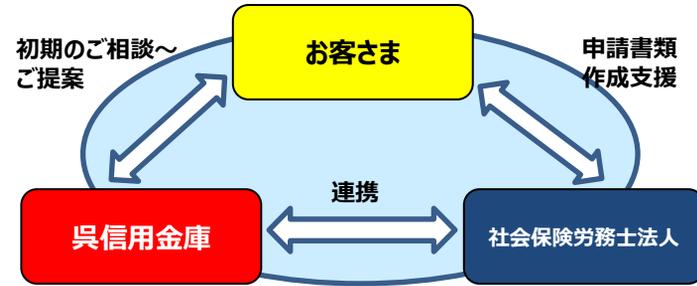
# 雇用調整助成金 申請手続き支援のご案内

新型コロナウイルスの影響を受け、事業の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し、一時的に休業を行い、雇用の維持を図った場合、休業手当や賃金を一部、国が助成する制度です。  
当金庫では、地元の社労士法人と連携し、雇用調整助成金申請の手続き支援を行っています。

## ◆ 特例措置のポイント

- ✓ 全業種利用可能
- ✓ 生産性指標の緩和（1か月の売上が10%⇒5%までダウン）
- ✓ 雇用保険未加入者も対象
- ✓ 中小企業の補助率は4/5  
解雇を伴わない場合は9/10
- ✓ 支給限度日数が増加
- ✓ 支給の迅速化、手続きの簡素化  
（記載事項約5割減）

## ◆ 支援体制



- ◆ ご相談は、最寄りの店舗または営業統括本部（地域貢献部）にて受付しております。
- ◆ 申請には、社会保険労務士に対する所定の費用を要します。

## ◆ 雇用調整助成金申請に係る補助金（雇用調整助成金等活用促進事業）

社会保険労務士  
への相談料や  
書類作成料

自治体の支援制度  
活用

補助率10/10、  
最大10万円まで  
補助金交付

※自治体の支援制度を活用すると、支給に必要な申請書類を社会保険労務士へ委託した費用は、一部補助を受けることが可能です！

※呉市・広島市・東広島市・三原市の制度情報を参照したものです。  
その他市町の制度情報は、別途、当金庫までお問い合わせ下さい。  
※本制度の詳細は、各自治体または当金庫までお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金に関するご相談は最寄りの呉信用金庫  
営業店または渉外担当者までご連絡ください。